

〈解答〉

- ① 1 (1) ①：秘密 ②：平等 (両解)
(2) イ
- 2 (1) エ
(2) 語：委員会 記号：イ (両解)
(3) ウ
(4) 〔例〕任期が短いため、国民の意思を反映しやすい
(5) ア、エ (順不同・完答)
(6) 閣議
(7) 内閣不信任

配点 ① 2(4)は2点、他は各1点 10点満点

〈解説〉

- ① 1(1) 現在の日本の選挙では、18歳以上の国民なら誰でも投票できる普通選挙、1人1票の平等選挙、無記名で投票する秘密選挙、有権者が直接投票する直接選挙を原則としている。
- (2) 一人の議員が当選するためにたくさんの得票が必要な選挙区と、得票が少なくても当選する選挙区があると、一票の価値に差が生じてしまう。一票の格差が最大約2.4倍だった2012年の衆議院議員選挙について、違憲とする裁判所もあったが、最高裁判所は違憲状態だが選挙は有効だという判決を下した。ア衆議院議員選挙では、小選挙区制と比例代表制を組み合わせた小選挙区比例代表並立制が導入されている。ウ比例代表制ではさまざまな世論は反映されるが、多くの政党が乱立して、政治が不安定になるおそれもある。エ比例代表制では、ドント式と呼ばれる方法で当選者が決まる。各党の得票数を整数1, 2, 3…の順に割っていき、数値の大きい順に議席が配分される。
- 2(1) ア直接民主制は、国民の意思を直接政治に反映させる制度で、日本の国の政治では、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査などで直接民主制が取り入れられている。イ議院内閣制は、内閣が国会の信任のもとに成立し、国会に対して連帯して責任を負うしくみである。ウ大統領制は、行政権は国民によって選挙された大統領に、立法権は議会に、司法権は裁判所にと、三権分立がはっきりしているしくみで、大統領は議会から独立した権限をもつ。
- (2) 本会議とは、議院全体の会議で総議員の3分の1以上の出席で成立する。法律案の議決は、参議院が、衆議院と異なった議決をするか、衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合は、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再可決すると法律となる。
- (3) 特別会〔特別国会〕は、衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集される。ア常会〔通常国会〕は、年1回、1月に召集される。イ臨時会〔臨時国会〕は、内

閣または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求がある場合召集される。
エ参議院の緊急集会は、衆議院解散中に緊急の必要がある場合召集される。

- (4) 衆議院の優越には、予算の先議、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名、法律案の議決、内閣不信任の決議がある。衆議院の優越が認められ、衆議院が参議院より大きな権限を与えられているのは、衆議院の任期の方が短く、解散もあるため、最新の国民の意思をより忠実に反映すると考えられているためである。
- (5) 日本国憲法第1条で、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であるとされ、その地位は、主権者である「日本国民の総意に基く」と定められた。そして、天皇は国の政治を行う権限を一切もたず、国事行為と呼ばれる形式的・儀礼的な行為を行う。日本国憲法では、天皇が行う国事行為として、憲法改正・法律・条約などの公布、国会の召集、衆議院の解散、国务大臣の任免、勲章など栄典の授与、外国の大使・公使の接受などが定められている。
- (6) 閣議には内閣総理大臣と国务大臣全員が出席し、全会一致によって決定がなされる。
- (7) 内閣不信任決議が可決されれば、内閣は総辞職するか、可決から10日以内に衆議院を解散し、総選挙を行わなければならない。